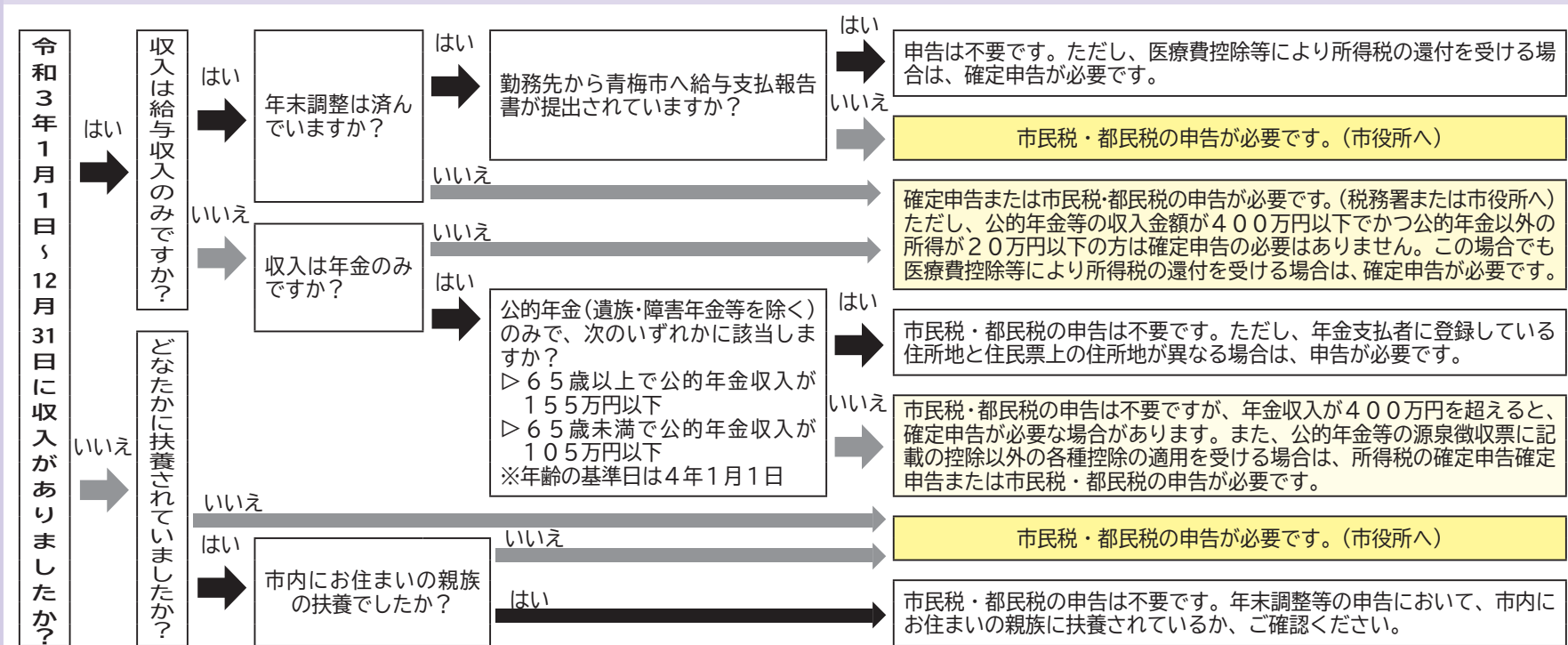


市民税・都民税の申告チェックフロー ～申告の要・不要をご確認ください～

提出先・問い合わせ 市民税・都民税…市民税課、所得税の確定申告…青梅税務署 ☎22-3185



障害者控除対象者認定書の発行

65歳以上で寝たきりの方や認知症の方などについては、身体障害者手帳等をお持ちでなくても、所得税や市・都民税を申告する際、障害者控除を受けることができます。

市では、市内に住所がある65歳以上の方で、次の①または②の認定基準に該当する方を対象に、「障害者控除対象者認定書」を発行します。

※身体障害者手帳等をお持ちの方は、手帳の写しを添付することにより障害者控除を受けることができます。

※申請する必要はありません。

認定基準

①要介護認定を受けている方：要介護1～5で、要介護認定資料の主治医意見書または認定調査票に記載されている「障害高齢者の日常生活自立度」と「認知症高齢者の日常生活自立度」が下表の基準に該当する方

②要介護認定を受けていない方：医師の診断書等により、①の基準に該当することが確認できる方

※診断書の作成には、各医療機関が定める費用が別途かかります。

認定基準日 申告の対象となる年の12月31日

※年の途中で亡くなった場合は、亡くなった日

控除の種類	認定区分	障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度	控除額	
				所得税	市・都民税
特別障害者控除	身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度にする方	B以上 (B1、B2、C1、C2) 屋内での生活は介助を必要とし、日中も主にベッド上で過ごす方等	Ⅲ以上 (Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ、M) 日常生活に支障をきたすような症状等が見られ、介護が必要な方等	40万円	30万円
	6か月以上寝たきりの状態にある方	C (C1、C2) 1日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えて介助が必要な方等	-		
障害者控除	身体障害者手帳3～6級または愛の手帳3・4度にする方	A (A1、A2) 屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない方等	Ⅱ (Ⅱa、Ⅱb) 日常生活に支障をきたすような症状等が見られても、誰かが見ていれば自立できる方等	27万円	26万円

申請できる方 本人またはその扶養者

申請方法

▽直接持参：障害者控除対象者認定申請書に必要事項を記入し、高齢者支援課(市役所1階)へ

▽電子申請：下記二次元コード参照(パソコン・スマートフォン等)による申請も可。詳しくは市ホームページ(ID:645)をご覧ください。

▽申請内容を確認、調査して認定書を発行しますので、発行には1週間程度かかります。

※申請内容を認める申請も可。詳しくは市ホームページ(ID:645)をご覧ください。

▽電子申請：下記二次元コード参照(パソコン・スマートフォン等)による申請も可。詳しくは市ホームページ(ID:645)をご覧ください。

△二次元コード

必要書類 障害者控除対象者認定申請書、介護保険被保険者証、基準日現在の要介護区分の分かるものと主治医意見書の写し(市内の老人施設等に入所している方で、介護保険の保険者が青梅市以外の市区町村の場合)

※申請内容を確認、調査して認定書を発行しますので、発行には1週間程度かかります。

国民健康保険に加入している方へ 医療費の額を通知します

2月下旬ごろ、国民健康保険で給付した医療費の額(令和3年7月～10月受診分)を通知します。

この通知が届いたことにより、特に手続きを行う必要はありません。また、還付金などは発生しません。

確定申告および住民税申告の際、医療費控除の対象としておむつ代を申告するには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

市では、次の①～③の要件をすべて満たす方を対象に、「おむつ使用証明書」の代わりに利用できる「おむつの使用確認書」を交付します。

おむつの使用確認書の交付

確定申告の際、医療費控除の対象としておむつ代を申告するには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

市では、次の①～③の要件をすべて満たす方を対象に、「おむつ使用証明書」の代わりに利用できる「おむつの使用確認書」を交付します。

要件

①介護保険の要介護認定を受けている方

②おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である方

③おむつを使用した年またはその前年と前々年に作成された主治医意見書の記載内容が、次の要件をすべて満たす方

国民年金保険料を納付書で納めている方へ 口座振替、クレジットカード納付、前納(前払い)をご利用ください

口座振替やクレジットカードによる納付を利用すると、金融機関等へ保険料を納めに行く手間と時間が省け、納め忘れの心配もありません。

また、保険料が割引される前納(前払い)も利用できます。割引額等の詳細は、青梅年金事務所へお問い合わせください。

なお、「2年前納」、「1年前納」、「6か月前納(上期)」、「1か月前納(下期)」のいずれかを希望する場合は、2月末日までに

お申し込みください。

※前納の種類と受付期限は下表参照

申し込み

▽口座振替：金融機関または青梅年金事務所

▽クレジットカード：青梅年金事務所

※納付書、預金通帳、預金通帳届出印等が必要で、金融機関または青梅年金事務所へお問い合わせください。

問い合わせ 青梅年金事務所 ☎30-3410

前納の種類		受付期限
6か月	上期	令和4年4月～9月分 4年2月末日
	下期	10月～5年3月分 4年8月末日
1年	4年4月～5年3月分 4年2月末日	
2年	4年4月～6年3月分	

▽「障害高齢者の日常生活自立度」(寝たきり度)がB、Cランクであること

▽「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」であること

申請方法 来庁する方の身分を証明できるものと本人の介護保険被保険者証をお持ちのうえ、介護保険課認定係(市役所1階)へ

▽「障害高齢者の日常生活自立度」(寝たきり度)がB、Cランクであること

▽「尿失禁の発生可能性」の記載が「あり」であること

問い合わせ

▽医療費通知：市保険年金課 給付係

▽医療費控除：青梅税務署 ☎22-3185、市市民税課 市民税係